

令和 5 年 5 月 26 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19H01424

研究課題名(和文) 若年成人に対する刑事手続上・処遇上の諸問題の総合的研究

研究課題名(英文) A Comprehensive Study on Criminal Procedural and Treatment Issues for Young Adults

研究代表者

廣瀬 健二 (HIROSE, Kenji)

立教大学・法学部・特定課題研究員

研究者番号：80409549

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,300,000円

研究成果の概要(和文)：少年法の適用年齢引下げが議論され令和3年に少年法が改正されたが、本研究は、これに係る法理・制度の考究である。

すなわち、国内の刑事・少年施設等及び米、英、独、北欧等の調査研究の結果、いずれの国にも少年・若年犯罪者に対する刑事手続上・処遇上の特則が設けられているが、諸国共通した必要性・合理性があること、諸外国では、若年成人にも類似した特則が設けられていること、対象者の年齢・犯罪に応じ手続・処分に区分が設けられていることから、我が国でも、成年とされた18、19歳に加え25歳位までの若年にも特則(若年層)、年齢・犯罪に応じた手続の特則・より多様な刑罰・処分の設置の必要性・合理性を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

令和3年の少年法改正は、18、19歳を特定少年と呼び、成人と少年の中間に位置付けて特則を設けたが、20歳の成人年齢の法的上限がなくなり、更なる上限の検討が必要であるところ、本研究は、この上限引上げの必要性・合理性を示すものである。

また、令和3年に行われた刑法等の改正により、懲役・禁錮が拘禁刑に統合され、対象者の特性により即した処遇が可能となったが、本研究は、諸外国における若年者に対する拘禁の実情、対象者の年齢や犯罪の性質に応じた刑罰・代替処分の実情、その必要性・合理性を明らかにしており、今後の犯罪者処遇の改革において、検討の前提となり、その方向性を示唆するものとしても有益な研究といえる。

研究成果の概要(英文)：The Juvenile Law was revised in 2021 after discussions on lowering the applicable age for juvenile offenders. This research is a study on the legal theories and systems related to this revision.

As a result of research conducted in domestic penal institutions and juvenile facilities, as well as in the United States, the United Kingdom, Germany, Scandinavia, the following findings were made clear: (1) all countries have special provisions for juveniles and young offenders, and these provisions have common necessity and rationality; (2) these countries also have similar special provisions for young adults; and (3) there are special categories of procedures and treatment according to the age and offense of the subject person.

This study clarified that it is necessary and reasonable for Japan to establish special procedures according to age and crime and establish more diverse punishments and dispositions by establishing special provisions for young people up to about 25 years of age.

研究分野：刑事法学

キーワード：若年層 若年成人の特則 少年犯罪者の特則 少年年齢 刑罰の代替処分 保護処分

1. 研究開始当初の背景

(1) 少年年齢引下げに関する少年法改正審議

公職選挙法による選挙権年齢及び民法の成年年齢の18歳への引下げなどを契機として、少年法の適用上限(少年年齢)を20歳から18歳に引下げることが提言され、その改正審議が法制審議会で行われ賛否両論が戦わされていた。

(2) 少年年齢引下げ論の根拠

18歳で親権を外れ民事上成年とされるので、保護的な介入は過剰なものとなること、大人として扱う年齢の国法上の規制は統一されることが望ましいこと、民事取引・選挙等で権利を持つのに、犯罪だけ少年法で扱いが軽減されることには国民の寛容が期待できず許されないこと、厳罰化することによる抑止効果があること、成人年齢18歳の国が多いことなどを論拠とし、少年年齢引下げに伴う刑事政策的な弊害・懸念には、若年者に対する代替処分を設けることで対応できることなどが挙げられていた。

(3) 引下げ反対論の根拠

法律の適用年齢はその法律の立法趣旨などから個別に検討すべきであること、少年法は、罪を犯した少年の立ち直り、再犯防止のために有効に機能していること、刑罰の効果には限界があるので少年の資質、環境などの問題点を科学的に解明し、教育的な措置を行う必要があること、刑事手続によれば起訴猶予、罰金、刑の執行猶予となる場合が多く、これらの場合、少年の問題点に対する家庭裁判所による調査、改善に向けた働き掛け、保護処分による個々の問題点に即した教育等の機会が失われ、刑務所での処遇には限界があり、再犯の増加が懸念されること、18、19歳の成熟度は低く、発達途上で可塑性が高いので、教育の効果が期待できることなどが挙げられていた。

(4) 少年年齢引下げの影響

少年年齢引下げが行われると、少年審判手続において保護処分等を受ける者の約4割を占める年長少年(18、19歳)が少年法の対象を外れるなど、刑事司法全般に大きな影響を及ぼすため、①少年年齢は何歳が妥当か、②少年年齢を変更する場合、㉠刑事手続との関係をどうするか、㉡年長少年の処遇をどうするべきか、㉢若年犯罪者に対する手続・処遇の特則(若年層設置)の妥当性などが重要な検討対象となる。

(5) 問題状況と研究の必要性

(4) の検討のためには、諸外国の少年・若年犯罪者に対する特則の実情、その趣旨・根拠、少年・若年者に対する処遇の実情、特則の有効性、一般成人犯罪者に対する処遇の実情との差異などを明らかにし、比較検討する必要がある。ところで、我が国では成人に対する刑事手続・刑罰と少年に対する少年審判手続・保護処分等は、相当異なるものが別途に設けられ、相互には隔絶するような運用がなされており、若年成人に対する特則はなく、少年・成人それぞれの手続・処分についての研究はあるものの、成人・少年双方に関係する境界の設定、中間的な制度・措置に関して掘り下げた研究は乏しく、その必要性が高い状況にあった。

2. 研究の目的

本研究は、少年年齢、少年・若年成人犯罪者に対する特則(上記1.(4))について検討するため、非行少年及び若年犯罪者に対する諸外国の刑事司法の手続・処分の特則の有無及びその

実情、そのような特則を設ける論拠・支える理念・背景等について、理論的・実務的観点から調査・研究して明らかにすること、我が国の少年審判手続・処分及び成人に対する刑事手続・刑罰の実情を確認すること、それらの研究成果を前提として、前記法改正を含む我が国の少年・若年犯罪者に対する制度・運用について、より望ましい姿を提示することを目的とする。

3．研究の方法

(1) 本研究は、我々の研究グループによる問題意識を共有する先行研究（JSPS25285024、同16H03561）による研究成果を踏まえ、これを発展・深化させたものである。具体的には、研究分担者が各専門（刑事実体法、刑事手続法、刑事政策）の観点から、文献調査、海外・国内調査を実施し、研究代表者（研究者・元裁判官）が研究全体を統括調整しつつ、他の研究者等も交えて討議・検討を行って考究を深め、その結果の報告を行うものである。

(2) 文献調査においては、本研究課題に関係する国内・国外の議論、研究成果を調査・確認するとともに、海外・国内における現地調査の準備等を行った。また、これらを踏まえ、現地調査の際には、調査・質問事項等を事前に作成して送付することを励行した。

(3) 海外調査については、新型コロナウイルス感染症による出入国規制によって大幅な制約を受けたが、スウェーデンのストックホルム、ウプサラ、ヴェステロース、クルム等とイギリスのロンドン、レスター、ポーツマス、ウェールズ等で実施することができた。各調査の際の訪問先は、各地区の大学、裁判所（刑事・少年・最高裁判所）、少年矯正施設、刑事矯正施設、保護観察所、更生保護団体・施設、警察施設、地方自治体、司法省等であり、各地区において、関係施設の視察、刑事法・刑事政策等の研究者、刑事・少年事件担当の裁判官、検察官、ソーシャルワーカー、保護観察官、矯正施設職員、保護団体の関係者、刑事・少年関係の立法・行政の担当者等に対して聴き取り調査を行うとともに、今後の課題等について面談・討議を行った。

(4) 国内調査については、少年鑑別所（沖縄、東京）、少年院（沖縄、東京）、刑事施設（川越少年刑務所）を参観し、職員から聴き取り調査及び面談・討議を行った。

(5) 研究会等については、研究代表者、研究分担者が、後掲の論文、著書等で研究成果を発表するとともに、研究会（早稲田大学社会安全政策研究所、フランス司法研究会等）、学会（日本刑法学会等）において報告・討議を行って考究を深めた。

4．研究成果

(1) 諸外国における少年・若年犯罪者に対する特則

調査した各国では、少年年齢は原則18歳とされており、その年齢は行為時を基準としている。また、少年年齢を超えた後、一定の年齢の者（若年成人）には、少年に準じた手続・処分等の特則が設けられている。例えば、ドイツでは18歳から21歳まで（準成人）には、少年と成人の刑事手続・処分を選択的に適用できる。また、スウェーデンでは、18歳から21歳までの若年には、刑の減輕、刑の代替処分、処遇の特則も設けられている（ただし、最近の改正で後述のように限定された）。

(2) 諸外国における若年犯罪者に対する特則

調査した各国では、若年犯罪者に対しては、捜査・裁判の手続において、専門家（医学、心理学、教育学、社会学、社会福祉学等）による犯罪の原因、再犯の危険性、それに対応する処分に関する調査・報告がなされ、専門家が捜査・裁判の手続に関与すること、手続の公開制限が可能とされていること、刑の減輕・緩和、代替処分等の特則が設けられていること、若年者向けの収容施設や社会内処遇の特則などが設けられている。

例えば、ドイツでは、準成人は、少年裁判所の管轄とされ、専門家である少年審判補助司が審判前に対象者の資質・環境の問題点、再犯のリスクの調査・報告をし、審判に関与すること、少年裁判所は、少年と同様の未熟性が認められれば、少年に準じた手続でほぼ同様の処分(少年刑、教育処分、懲戒処分)を課すことができ、刑は、24歳までは少年刑務所で執行できるものとされ、実際にも、準成人の7割程度には少年に準じた手続・処分が選択されている。スウェーデンでは、少年のための特別な手続はなく、15歳以上の犯罪者は捜査・訴追・処罰の対象とされるが、成人(18歳)までは訴追猶予が多く適用されること、起訴されても刑の代替処分(少年社会奉仕、閉鎖少年保護等)、刑の大幅な減軽があるほか、社会事業局の専門家であるソーシャルワーカーが同様の調査・報告を行い、捜査・裁判及び処分の執行にも関与している。また、21歳までの若年者には、裁判手続の公開制限、同様の調査・報告、刑の上限規制、刑の減軽、刑の特則・代替処分の特則があるほか(ただし、最近の改正で特則の適用は限定されている)、社会事業局が少年に準じて、手続・処分に關与して、犯罪の原因となる問題点への対応、支援も行っている。

これらの特則・運用は、若年者の未成熟性(成人への移行期・過渡期の者への特別な配慮の必要性)と個別的に柔軟な処遇をすることが再犯防止に有効であることが理由とされている。

このような若年成人に対する特則により、諸外国の実質的な少年年齢は20歳よりも高いこと、その特則は、親権代行等の後見保護的な観点だけではなく、若年者の未熟性・教育可能性などに着目し、その再犯の防止・社会復帰の促進などに有効であることに基礎付けられており、拘禁を抑制し社会内処遇等を強化し多様化する犯罪者処遇の全般的な流れと共通するものであること、対象者の年齢の高低・犯罪の軽重に応じて、被害者の処罰感情や公共の安全への配慮などから、手続・処分が区分されていることが明らかとなった。

(3) 我が国の少年・若年犯罪者の手続・処遇

我が国では、少年(20歳未満)には、原則として、成人とは異なる特別な少年審判手続により保護処分が課される。すなわち、少年の犯罪事件は家庭裁判所に全件送致され、心理・教育・社会学等の専門家である家庭裁判所調査官(以下、調査官という)が調査し、非公開の少年審判で家庭裁判所の裁判官により保護観察、少年院送致等の保護処分が課される。調査では少年の資質・環境等の問題性を科学的に解明すると共に少年の問題性を明らかにし、対応するのに必要な働き掛け(教育的措置)が行われ、必要に応じて少年鑑別所の鑑別、調査官による試験観察なども行われる。少年院においては刑罰(懲役刑)とは大きく異なる教育的な処遇が専門性のある法務教官により実施されており、成人の受刑者よりも再犯率も低く実績も評価されている。しかし、若年でも成人となると、25歳までは少年刑務所に収容できる以外に特則はなく、その施設、処遇の内容には一般成人の受刑者と大きく異なるものではなかった。

(4) 令和3年の改正

上記1.の改正審議を経て令和3年に少年年齢は引き下げず、18、19歳を特定少年と呼んで特例を設ける改正が行われた。その主な内容は、特定少年には、原則逆送の対象事件を拡大し、②保護処分を⑦6月の保護観察、⑧2年の保護観察、⑨3年以下の少年院送致とし、その賦課を犯情の重さに相当する範囲内に限定し、虞犯の適用を除外し、刑事手続・刑罰における少年特例(勾留の制限、取扱の分離、不定期刑、刑の減軽、仮釈放の特則等)を限定し、正式起訴後は推知報道の禁止を除外した。

この改正において、少年法よる特則は再犯防止等に有効であることが確認されて基本的に維持され、18、19歳は成人であるが少年としても扱われる中間的なものと位置付けられた。

(5) 研究成果からの提言

上記改正審議において、重大事件については少年年齢を実質的に引下げる一方、一般的な事件

については必要有効な少年に対する特則は維持すべきことが、本研究成果を援用して主張され、これが前記改正には相当程度取り入れられている。

しかし、特定少年の上限が20歳とされているのは、少年年齢20歳から議論が出発したためである。現在では成人年齢は改正されており、少年に対して特則を設ける根拠は、後見保護的な観点のみならず、年少者の未熟性・教育可能性等に即応した処遇の有効性に基いていること、少年に対する特則が再犯防止、社会復帰に有効である点は若年成人にも共通するものといえることから、今後、特定少年に対する特例の対象を若年成人（25歳程度）に拡大していくべきである。

また、少年法と同時に刑法の懲役・禁錮刑を拘禁刑に統合する改正も行われており、これまで少年院等で行われてきた有効な処遇方法を若年成人の受刑者にも活用していくべきである。

さらに、少年・若年成人に共通するものとして、再犯防止のために、犯罪の原因となる、貧困や環境的な問題点に対応するため、警察、裁判所、保護観察所等とともに教育、医療、社会福祉等の関係機関の連携を強化して切れ目なく対応すること、例えば、各機関の代表者が出向して対策班を構成して、少年や若年成人の問題に犯罪の前段階から処分の執行後まで一貫して関わるのが有用であり、我が国においても検討されるべきである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計58件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 42号
2. 論文標題 外国少年司法事情33 北欧（25） スウェーデンの最新動向—法改正等の動き	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 126-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 41号
2. 論文標題 外国少年司法事情32 欧州（7） ドイツの刑事事件・少年事件等の概況（2）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 147-157
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 40号
2. 論文標題 外国少年司法事情31 欧州（6） ドイツの刑事事件・少年事件等の概況（1）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 151-158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 39号
2. 論文標題 外国少年司法事情30 欧州（5） ドイツの少年法制(5)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 137-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松原里美 = 廣瀬健二 = 加藤学 = 高橋明宏 = 岩崎貴彦 = 中田潔 = 松田和哲	4. 巻 38号
2. 論文標題 特定少年の処遇—令和3年改正少年法 座談会	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 4-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 37号
2. 論文標題 外国少年司法事情29 欧州(4) ドイツの少年法制(4)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 127-136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 65号
2. 論文標題 少年法の課題と展望—少年年齢改正を中心として—	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 専修大学法学研究所所報	6. 最初と最後の頁 5-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 885号
2. 論文標題 少年法の基本理念の変遷などについて—改正論議を契機に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 59巻2号
2. 論文標題 令和3年少年法改正について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 6-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 75巻3号
2. 論文標題 特定少年に対する特例の重要論点	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 20-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 73巻4号
2. 論文標題 令和3年改正少年法の概要と期待	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 更生保護	6. 最初と最後の頁 6-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 36号
2. 論文標題 少年法改正の概要について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 4-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 35号
2. 論文標題 外国少年司法事情28 欧州(3) ドイツの少年法制(3)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 186-192
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 34号
2. 論文標題 外国少年司法事情27 欧州(2) ドイツの少年法制(2)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 140-146
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 33号
2. 論文標題 外国少年司法事情26 欧州(1) ドイツの少年法制(1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 146 - 153
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 73巻8号
2. 論文標題 量刑・処遇選択における「犯情の軽重」の意義・機能について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法曹時報	6. 最初と最後の頁 1-29
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 67号
2. 論文標題 少年法改正について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 32-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 32号
2. 論文標題 外国少年司法事情25 北欧(24) スウェーデン及びデンマークの重警備刑務所の実情	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 108-109
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 31号
2. 論文標題 外国少年司法事情24 北欧(23) スウェーデンの少年保護法制—拘禁施設の実情	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 134 - 143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 30号
2. 論文標題 外国少年司法事情23 北欧(22) スウェーデンの少年保護法制—施設内処遇	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 130-138
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 29号
2. 論文標題 少年に対する裁判員裁判の実務運用上の課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 4 - 18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 28号
2. 論文標題 外国少年司法事情22 北欧(21) スウェーデンの少年保護法制－保護観察所の実情	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 151 - 157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 27号
2. 論文標題 外国少年司法事情21 北欧(20) スウェーデンの少年保護法制－社会内処遇の実情	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 140 - 146
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 26号
2. 論文標題 外国少年司法事情20 北欧(19) スウェーデンの少年保護法制－保護観察所の人格調査	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 137 - 143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 25号
2. 論文標題 外国少年司法事情19 北欧(18) スウェーデンの少年保護法制－社会事業局の活動(その3)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 142 - 150
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 102
2. 論文標題 刑事法と社会法の調和－スウェーデンの少年・若年者保護法制の展開－	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 122-148
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 19
2. 論文標題 外国少年司法事情13 北欧12 スウェーデンの少年保護法制－触法少年の特則	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 128-133
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 20
2. 論文標題 外国少年司法事情14 北欧13 スウェーデンの少年保護法制－閉鎖的少年保護の枠組み	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 96 - 102
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 21
2. 論文標題 外国少年司法事情15 北欧14 スウェーデンの少年保護法制－閉鎖的少年保護・若年者特別家庭施設の実情	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 143 - 152
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 22
2. 論文標題 外国少年司法事情16 北欧15 スウェーデンの少年保護法制－人格調査の概要	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 157 - 161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 23
2. 論文標題 外国少年司法事情17 北欧16 スウェーデンの少年保護法制－社会事業局の活動	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 143 - 150
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 廣瀬健二	4. 巻 24
2. 論文標題 外国少年司法事情18 北欧17 スウェーデンの少年保護法制－社会事業局の活動(その2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 家庭の法と裁判	6. 最初と最後の頁 121 - 126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤隆之	4. 巻 71号
2. 論文標題 特集・犯罪被害者氏名等の情報保護 刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会答申の解説	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 39 - 58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤隆之	4. 巻 2389
2. 論文標題 刑事法判例研究会（東北大学）報告 東京高等裁判所平成30年8月3日判決（今市事件控訴審判決）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 京 明	4. 巻 68巻 4号
2. 論文標題 条文の背景にある歴史や社会をみる - 被疑者取調べをめぐるダイナミズム	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 34- 39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 京 明	4. 巻 62巻 1号
2. 論文標題 取調べの録音・録画と供述弱者 - 被疑者の場合を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 31- 35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 京 明	4. 巻 62巻 1号
2. 論文標題 共同研究の趣旨（特集「被疑者取調べ適正化の現在」）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 1- 3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 京 明, 黒澤睦, グラハム・ブルックス, トム・エリス	4. 巻 72巻 4号
2. 論文標題 犯罪被害給付制度の再検討（1）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 69-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Lorraine Hope, Makiko Naka, Akira Kyo 他19名	4. 巻 27巻 1号
2. 論文標題 Urgent Issues and Prospects at the Intersection of Culture, Memory, and Witness Interviews: Exploring the Challenges for Research and Practice	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Legal and Criminological Psychology	6. 最初と最後の頁 1-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 京 明	4. 巻 105号
2. 論文標題 湖東記念病院事件と供述弱者の取調べ - 被疑者が供述弱者である場合の問題点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 62-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 京 明	4. 巻 27号
2. 論文標題 判例評釈 検察官から実質証拠として証拠請求された被疑者取調べの録音・録画記録媒体につき、時間を限定したうえ音声部分のみを証拠採用した事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 191-194
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 京 明	4. 巻 -
2. 論文標題 判例評釈 検察官から実質証拠として証拠請求された被疑者取調べの録画・録音記録媒体につき、時間を限定したうえ音声部分のみ証拠採用した事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 TKC新・判例解説Watchオンライン版	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 京 明	4. 巻 2409
2. 論文標題 判例評釈 原決定とは異なる観点から新証拠の明白性を肯定したうえで、原決定の結論を是認した事例-大崎事件第三次再審請求即時抗告審決定	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 186 - 190
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 津田雅也	4. 巻 25巻2・3・4号
2. 論文標題 メリーランド州における少年事件の逆移送の可否をめぐる裁判例について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法政研究 (静岡大学)	6. 最初と最後の頁 35 - 71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 津田雅也	4. 巻 24巻1号
2. 論文標題 メリーランド州における少年事件の自動的移送制度について(2・完)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究(静岡大学)	6. 最初と最後の頁 117 - 129
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 1577号
2. 論文標題 判例評釈 警察官が日本国外に所在する蓋然性がある記録媒体にリモートアクセスをして個々の電磁的記録につき内容を確認せずに複写するなどして収集した証拠について証拠能力が肯定された事例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 160-165
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 61巻3号
2. 論文標題 企業犯罪と協議・合意制度 刑事手続法の観点から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 410-422
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 133巻2号
2. 論文標題 少年法改正を踏まえた少年矯正のあり方	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑政	6. 最初と最後の頁 65-67
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 37号
2. 論文標題 特定少年に対する保護処分	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 99-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 876号
2. 論文標題 虐待による頭部外傷 (AHT) 事件の現状と課題 正確な事実認定を目指して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 481号
2. 論文標題 取引に関する書面	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 78-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬剛	4. 巻 65号
2. 論文標題 DNA混合資料の解析結果の証拠能力 アメリカ法・オーストラリア法の動向	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 55-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬 剛	4. 巻 472
2. 論文標題 伝聞供述(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 107 - 115
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬 剛	4. 巻 473
2. 論文標題 伝聞供述(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 103 - 111
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 成瀬 剛	4. 巻 92巻3号
2. 論文標題 「証拠の関連性」概念による主張と証拠の整理	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 5 - 11
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松澤 伸	4. 巻 91巻6号
2. 論文標題 拐取罪を巡る比較法的・沿革的分析(12) 親による子どもの連れ去りに関する北欧デンマークの刑事法的対応について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 91 - 97
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柑本美和	4. 巻 2020年2号
2. 論文標題 判例紹介 Madison v. Alabama	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 380-387
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 柑本美和	4. 巻 58巻3号
2. 論文標題 教員による児童生徒等へのわいせつ行為とその防止策	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 75-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計13件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 AHT事件の現在 事実認定の問題から手続法の問題へ
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会ワークショップ
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 成瀬剛
2. 発表標題 企業犯罪と協議・合意制度 刑事手続法の観点から
3. 学会等名 日本刑法学会第99回大会分科会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 成瀬 剛
2. 発表標題 児童虐待に関する刑事手続上の課題－証拠法からのアプローチ
3. 学会等名 日本刑法学会第97回大会・ワークショップ11
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 柑本美和
2. 発表標題 精神障害に罹患した非行少年の処遇
3. 学会等名 法と精神医療学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 廣瀬健二、京 明
2. 発表標題 年少者・少年を含む供述弱者に対する取調の実情と課題について
3. 学会等名 日英比較刑事司法シンポジウム第1回【ESRC基金】
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 京 明
2. 発表標題 供述弱者から聴く－被疑者、被害者、目撃者
3. 学会等名 日本心理学会 大会準備委員会企画シンポジウム1(日英比較刑事司法シンポジウム第2回)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 廣瀬健二、京 明
2. 発表標題 「供述弱者性」に関する日本法の現状と今後の方向性
3. 学会等名 日英比較刑事司法シンポジウム第3回【ESRC基金】
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 京 明
2. 発表標題 取調べの録音・録画と供述弱者 - 被疑者の場合を中心に
3. 学会等名 令和3年度日本刑法学会関西支部会夏例会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐藤隆之
2. 発表標題 国際的なサイバー犯罪捜査をめぐる諸問題
3. 学会等名 第29回日本刑法学会仙台部会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 佐藤隆之
2. 発表標題 最高裁判所平成30年7月3日第二小法廷決定・刑集72巻3号299頁
3. 学会等名 東北大学刑事法判例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉中信人、廣瀬健二、京明、佐藤隆之、柑本美和、成瀬剛、津田雅也
2. 発表標題 フランス少年司法の最新動向
3. 学会等名 フランス司法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 柑本美和
2. 発表標題 新自由刑における処遇
3. 学会等名 治療的司法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 津田雅也
2. 発表標題 特定少年の年齢引き上げの可能性 - 特定少年に対する保護処分を素材に -
3. 学会等名 第30回日本刑法学会仙台部会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 廣瀬健二	4. 発行年 2022年
2. 出版社 秀和システム	5. 総ページ数 200
3. 書名 図解ポケット 少年法がよくわかる本	

1. 著者名 廣瀬健二	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 657
3. 書名 少年法	

1. 著者名 廣瀬健二	4. 発行年 2021年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 228
3. 書名 少年法入門	

1. 著者名 廣瀬健二、高橋則夫、佐伯仁志、川出敏裕、松澤伸、柑本美和、吉開 多一、小西 暁和、生島浩、小長井 賢與、田村正博ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 564
3. 書名 刑事政策の新たな潮流（「刑法 / 刑罰制度の正当化根拠論と犯罪化論 / 犯罪論」松澤伸、「少年法の展開－スウェーデンの若年者に対する特則の概要」廣瀬健二、「責任能力に問題のある少年に対する精神科医療処分－保護処分の多様化と医療観察制度」柑本美和）	

1. 著者名 石田倫識、伊藤睦、京明ほか	4. 発行年 2020年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 972
3. 書名 大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司先生古稀祝賀論文集 刑事法学と刑事弁護の協働と展望（「供述弱者をめぐる議論の現状と課題 - 被疑者の場合を中心に」京明）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	成瀬 幸典 (NARUSE yukinori) (20241507)	東北大学・法学研究科・教授 (11301)	
研究分担者	松澤 伸 (MATSUZAWA shin) (20350415)	早稲田大学・法学学術院・教授 (32689)	
研究分担者	佐藤 隆之 (SATO takayuki) (30242069)	慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授 (32612)	
研究分担者	柑本 美和 (KOJIMOTO miwa) (30365689)	東海大学・法学部・教授 (32644)	
研究分担者	津田 雅也 (TSUDA masaya) (80633643)	静岡大学・人文社会科学部・准教授 (13801)	
研究分担者	成瀬 剛 (NARUSE go) (90466730)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・准教授 (12601)	
研究分担者	京 明 (KYO akira) (90513375)	関西学院大学・司法研究科・教授 (34504)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------